

「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)に対する意見募集」で寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方		
1	全般	—	—	監督当局のモニタリングについてお伺いしたい。オフサイトモニタリングについては、それぞれの担当部署で行われるものと考えます。オンサイト・モニタリング(立入検査)はどの部署で行われるのか明確にしてください。金融庁においても各金融機関に対して同様のガイドラインによりオフサイトモニタリングおよびオンサイトモニタリングの両輪でもって検査・監督を行っています。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するためにも宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策においても同様にすべきではないでしょうか。	オンサイトモニタリング及びオフサイトモニタリングの担当部署は、目次の下部の表に記載している行政庁等になります。
2	目次	—	—	目次と同じページに掲載している表において監督当局等を記載しているが、「宝石・貴金属等取扱事業者」の項目については、「被監督者」などに修正するべきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、目次と同じページに掲載している表の項目を修正いたします。
3	I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	—	—	犯罪による収益の移転の防止に関する法律が最初に出てくる際に、法律番号も記載したほうが分かりやすいのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。
4	I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	—	—	「宝石及び貴金属」の中に、犯収法第2条第2項第42号の「製品」は含まれるのか。	「宝石及び貴金属」には、犯収法第2条第2項第42号の「製品」も含まれます。何か意図して字句を使い分けているわけではありませぬので、いずれの文言を「宝石・貴金属等」に修正いたします。なお、令和3年11月22日の改正により、対象となる条文は犯収法第2条第2項第43号になっております。
5	I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	—	—	「貴金属等」「宝石・貴金属」「宝石及び貴金属」の記載が出てくるが、それぞれの意味が異なるのか。	御意見を踏まえ、修正いたします。
6	I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	—	—	「外為法」の記載があるが、正式名称も記載したほうが分かりやすい。	御意見を踏まえ、修正いたします。
7	I-3 業界団体や中央機関等の役割	—	—	「規模が小さい宝石・貴金属等取扱事業者等」の記載について、「事業者等」の「等」は何を指しているのか。	規模が小さい事業者以外にも、取引範囲が限定的な事業者等において、十分な情報や対応のノウハウの蓄積が困難なことがあると考えます。
8	I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	—	—	「改正犯収法」の記載があるが、略称に加え、正式名称も記載したほうが良いのではないかと。	「I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方」において犯収法の正式名称と略称を記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
9	I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	—	—	「犯収法第2条第2項」の記載について、「第42号」まで記載したほうが良いのではないかと。	特定事業者が追加等されるたびにガイドラインの改正を行う必要が生じてしまうことから、原案の通りとさせていただきます。なお、周知等を行う際には、御指摘の点も踏まえた対応を検討させていただきます。
10	II-1 リスクベース・アプローチの意義	—	—	「国・宝石」の記載について、「国・宝石」にした方が良いのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。
11	II-2 リスクの特定・評価・低減	(3)リスクの低減	(ii)顧客管理(カスタマーデュー・ディリジェンス:CDD)	「⑦イ」以下の記載は改行したほうが良いのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。
12	II-2 リスクの特定・評価・低減	(3)リスクの低減	(ii)顧客管理(カスタマーデュー・ディリジェンス:CDD)	「①」の「その際」以下の記載は改行したほうが良いのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。
13	II-2 リスクの特定・評価・低減	(3)リスクの低減	(iii)取引モニタリング・フィルタリング	【対応が求められる事項】として、「②イ 取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること」が記載されていますが、宝石・貴金属等取扱事業者による、取引を実行するタイミングにおいて、取引フィルタリングを行うことが、本当に求められる事項とするのが適切なのか、検討を要すると思われまます。預金取扱金融機関においても、外国送金などクロスボーダーで資金移転を行う局面において、取引の実行前に取引フィルタリングを行うのがプラクティスであり、例えば国内送金取引ではそういったフィルタリングは行っていません。したがって、宝石・貴金属等取扱事業者に取引の都度フィルタリングを求めるのは適切ではないと考えられます。一方、取引ではなく顧客について制裁対象者等のリストとのスクリーニングを行うことはプラクティスとして必要かと思われまます。宝石・貴金属等取扱事業者の業務特性を踏まえた要件を明示頂くことが必要ではないでしょうか。	取引フィルタリングとは、取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法になります。宝石・貴金属等取扱事業者では、国内において反社会的勢力等との取引の可能性があることに加え、そのサービスの内容等によっては、たとえば、海外の事業者との間で、宝石・貴金属等やその原料となる鉱石等の一次原料及び二次原料を取引する場合もあり得ることから、国内取引・国外取引のいずれにおいても取引フィルタリングは必要な取組みであり、原案のとおりとさせていただきます。
14	II-2 リスクの特定・評価・低減	(3)リスクの低減	(v)疑わしい取引の届出	「疑わしい取引の届出は、犯収法に定める法律上の義務であり、同法の「特定事業者」に該当する宝石・貴金属等取扱事業者が、同法に則って、届出等の義務を果たすことは当然である。」との記載があるが、「届出等」の「等」は何を指しているのか。	犯収法に基づき特定事業者に課されている義務を指しており、疑わしい取引の届出等(同法第8条)に加えて、たとえば、確認記録の作成義務等(同法第6条)や取引記録等の作成義務等(同法第7条)等への対応が求められます。
15	II-2 リスクの特定・評価・低減	(3)リスクの低減	(vi)ITシステムの活用	取引規模や実効性を勘案して、最適な管理方法は決定されるべきであり、必ずしもITシステムが必要とは限らないため、ITシステム導入を強制するべきではない。	ITシステム(ソフトウェアを含む)については、各宝石・貴金属等取扱事業者において、自らの業務規模やサービスの内容等に応じて、早期導入の必要性を検討することが求められます。そのため、原案とさせていただきます。
16	III 管理体制とその有効性の検証・見直し	—	—	役員の中から任命するのではなく、役員が「責任・権限を有する者」を任命するのが一般的であるため、役員の中から任命することを限定した「役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任・権限を有する者を任命した上」という記載は修正すべき。	経営陣がマネロン・テロ資金供与リスクを適切に理解した上で対策に対する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進し、経営陣として明確な姿勢・方針を打ち出すことは、事業部門を含めた全従業員に対しマネロン・テロ資金供与対策に対する意識を浸透させる上で非常に重要と考えており、原案とさせていただきます。
17	III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し(PDCA)	—	—	「PDCA」は「PDCAサイクル」の方が良いのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。
18	III-3 経営管理(三つの防衛線等)	(2)第2の防衛線(管理部門(コンプライアンス部門やリスク管理部門等))	—	取引モニタリングシステムや専門性を有する人材確保・維持は主管部門が担うため、システム部門や人事部門を明記する必要はない。そのため、「マネロン・テロ資金供与対策における管理部門」には、これを主管する部門のほか、取引モニタリングシステム等を所管するシステム部門や専門性を有する人材の確保・維持を担う人事部門も含まれる。」を削除するべき。	マネロン・テロ資金供与対策の主管部門が、システム部門や人事部門を兼ねる場合はあり得ると考えます。そのため、原案とさせていただきます。
19	III-3 経営管理(三つの防衛線等)	(3)第3の防衛線(内部管理体制)	—	LBMA/LPPM/RJC等の貴金属業界団体のガイダンスにおいて、定期的な外部監査が求められており、外部監査を第3の防衛線として想定している。柱書に「外部へのアウトソーシングを含む。」との記載もあるので、内部監査部門に限定せず、外部監査部門も想定した記載内容にするべき。	内部監査と外部監査の役割は異なることから、原案とさせていただきます。なお、内部監査の一部等を外部へアウトソーシングすることはあり得ると考えます。
20	III-4 グループベースの管理体制	—	—	海外の適用法規制や商習慣の違いがあるため、方針・手続・計画、管理手法等について、国内外グループ全体で整合的な形で適用・実施するためには、相当の準備期間とコストがかかる。国内グループだけでも相応の準備とコストがかかるため、海外まで対象として取り組みを進めるのは難しく、海外は対象外にするべき。	海外拠点を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、当該拠点等が属する国・地域と我が国における地理的・政治的その他の環境等が異なるため、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を講ずるには、こうした違いを踏まえつつ、グループとして一貫性のある体制を整備することが必要と考えます。そのため、原案とさせていただきます。なお、時間を要すること等については、貴重な御意見として承ります。
21	IV-2 官民連携・関係当局との連携等	—	—	「業界団体・個別」の記載について、「業界団体、個別」にした方が良いのではないかと。	御意見を踏まえ、修正いたします。